

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（改正案）

福岡県公立大学法人評価委員会

平成 22 年 1 月 27 日決定

平成 28 年 月 日改正

1 趣旨

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標期間の業務実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」（平成 18 年 11 月 20 日福岡県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

2 中期目標期間評価の基本方針

中期目標期間評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 中期目標の達成状況に基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとなるよう留意する。
- (3) 教育研究に関しては、地方独立行政法人法第 79 条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。

3 中期目標期間評価の実施時期

(1) 中期目標期間終了前の評価（暫定的な評価）

中期目標期間評価の評価結果を、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため、中期目標期間の終了前に、中期目標期間評価の暫定的な評価（以下「暫定評価」という。）を実施することとする。

暫定評価は、中期目標期間の 4 年経過時における中期目標の達成状況を踏まえて行う。

(2) 中期目標期間終了後の評価（評価の確定）

中期目標期間の最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に中期目標期間評価の結果を確定させる。

確定に際しては、暫定評価との作業の重複をできるだけ避け、主として、中期目標の達成状況について暫定評価の評価結果を変更する必要性の確認を基本とする。

4 中期目標期間評価の実施方法

各年度の業務実績の評価結果を踏まえ、法人が自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

なお、教育研究に関しては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。

5 法人による自己点検・評価

(1) 業務実績報告書

次の事項に留意し、中期計画項目の実施事項ごとに業務の実施状況等について記載する。

ア 中期計画の取組事項に対応させて、取組及び達成状況が具体的かつ明確に分かるように簡潔に記載する。また、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう留意する。

イ 実績が中期計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び今後の見通しを併せて記載する。

ウ 中期計画に記載している実施内容以外で特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。

特記事項に記載すべきものは次のとおりである。

(ア) 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるもの

(イ) 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況、理由（外的要因を含む。）

(ウ) その他、評価委員会に報告すべき大学運営の状況等

エ 必要に応じて、資料を添付する。

(2) 評価

ア 中期計画項目別評価

(ア) 中期計画項目の実施事項ごとに、業務の実施状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

A+：中期計画を大幅に上回って実施している（特に優れた実績を上げている場合）。

A：中期計画を上回って実施している。

B：中期計画を十分に実施している（達成度がおおむね9割以上）。

C：中期計画を十分には実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）。

D：中期計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）。

(イ) (ア)の各実施事項について、当該実施事項が属する中期目標項目内における重要性または困難性を勘案してウェイト付けを行うことができる。

イ 全体評価

中期計画項目別評価及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価及び情報公開）ごとの評価、及び中期目標の達成状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。

6 評価委員会による調査・分析、評価

(1) 調査・分析

法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行い、中期計画項目の実施事項ごとに自己評価や計画設定（ウェイト付けを含む）の妥当性を含めて総合的に検証する。

(2) 評価

ア 中期目標項目別評価

上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価及び情報公開）ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。

(ア) 5段階評価

- 5：中期目標の達成状況が非常に優れている。
- 4：中期目標の達成状況が良好である。
- 3：中期目標の達成状況がおおむね良好である。
- 2：中期目標の達成状況が不十分である。
- 1：中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

(イ) 評価の目安

a 5と評価する場合

- ・中期計画項目別評価が全てAまたはBであり、かつ、業務の実施状況や特記事項の内容に特筆すべきものがあり、評価委員会が特に認める場合

b 4と評価する場合

- ・中期計画項目別評価が全てAまたはBである場合

c 3と評価する場合

- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割以上の場合
- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割には満たないが、業務の実施状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が相当と認める場合

d 2と評価する場合

- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割に満たず、業務の実施状況や特記事項の内容に特段の評価できる進捗や取組みが認められない場合

e 1と評価する場合

- ・中期計画項目別評価においてCまたはDが多く、中期目標の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合

(ウ) ウェイトの反映

評価に当たっては、法人が5（2）ア(イ)によりウェイト付けを行っている場合は、ウェイトを勘案して判断する。

イ 全体評価

中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。また、必要がある場合は、組織・業務運営等に係る改善すべき事項を

記載する。

ウ 留意すべき点

評価を実施するにあたっては、各法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

7 その他

本実施要領については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。